

政治倫理の確立のための京都府議会の議員の 資産等の公開に関する条例施行規程に基づく 報告書の閲覧に関する要綱

(平成8年3月19日)

改正 平成20年9月1日

(閲覧場所)

第1条 政治倫理の確立のための京都府議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程(平成7年10月11日。以下「規程」という。)第10条第2項の京都府議会議長(以下「議長」という。)が指定する場所は、京都府議会図書館内の資産等報告書等閲覧コーナー(以下「閲覧コーナー」という。)とする。

(閲覧時間)

第2条 閲覧時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(閲覧業務を行わない日等)

第3条 閲覧業務を行わない日は、京都府の休日を定める条例(平成元年京都府条例第4号)第1条第1項に規定する府の休日とする。

2 前項に定める日のほか、議長が特に必要があると認めるときは、閲覧業務の全部又は一部を休止することができる。

(閲覧手続)

第4条 閲覧者は、閲覧コーナーの受付において、資産等報告書等閲覧者記録簿に閲覧日、氏名、住所及び閲覧する報告書の名称を記入しなければならない。

(閲覧方法)

第5条 閲覧者は、係員の指示に従い、資産等報告書、資産等補充報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書(以下これらを「報

告書」という。)を閲覧することができる。

2 閲覧者は、閲覧終了後、当該報告書を係員に返却しなければならない。

(複写等の禁止)

第6条 閲覧者は、報告書を複写又は撮影することができない。

(閲覧者の遵守事項)

第7条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物、植物、カメラ、コピー機器、危険物等を閲覧場所に持ち込まないこと。
- (2) 音読、談話、飲食、喫煙等他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。
- (3) 指定された場所以外での閲覧は行わないこと。
- (4) 当該書類を返却する際、係員の確認を受けること。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

(閲覧の中止又は禁止)

第8条 議長は、閲覧者が規程又はこの要綱の規定に違反する場合は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

この要綱は、平成8年4月9日から施行する。

(以下省略)